

令和6年4月1日スタート!
手続きはこども未来課まで

養育費の取り決めにしましょう!

～江南市養育費確保のための補助金のご案内～

養育費もらえるかなあ…
不安…



離婚などによりひとり親になる方が養育費を確保できるように、養育費の取り決めにかかる費用を補助する制度です。子どもの健やかな成長のためにしっかり取り決めにしましょう。

申請書などはこちらからダウンロードできます。



対象者は…?

→市内在住のひとり親の方で、**右記①～④すべて該当する方**

- ① 養育費の取り決めにかかる経費を負担した方
- ② 養育費の取り決めにかかる債務名義※を有している方
- ③ 養育費の取り決めにかかる児童(20歳未満)を現に監護・養育している方
- ④ 過去に養育費の取り決めに交わした同内容の債務名義について、他自治体を含め、同様の内容の補助金を交付されていない方又は交付される予定のない方

※債務名義とは…?

→差し押さえのような強制執行を行うために必要な公的に証明した文書のこと。
(例:強制執行認諾文言の記載がある公正証書、調停調書、審判書、判決書など)

補助金の対象となる経費は…?

→すべて“令和6年4月1日以降”に作成した養育費に関する公正証書などにかかる費用に限ります。

- 公正証書の場合
…公証人手数料、書類取得費用(印鑑登録証明書取得費用など)
- 調停調書、審判書、判決書の場合
…調停申立てまたは審判、裁判に必要な書類取得費用(収入印紙代・郵便切手代など)
- その他経費(共通)
…戸籍謄本、作成した書類の正本・謄本の発行費用など



補助額の上限は…?

上限4万円

申請期限はあるの…?

養育費の取り決めに交わした日(公正証書などを作成した日)から**1年以内**に申請してください。

申請に必要なものは…?

→右記①～⑤以外にも必要となる書類がある場合がございます。詳しい持ち物については、市ホームページ(上記QRコードより)をご覧ください。

- ① **申請書**(こども未来課窓口で記入するか、ホームページからダウンロードできます。)
- ② **養育費の取り決めに関して申請者が費用を負担したことが分かる書類**(領収書などの原本)
- ③ **児童扶養手当証書のコピー**(児童扶養手当を受給している方のみ)
※児童扶養手当を受給していない方は、申請者と対象児童の戸籍謄本(または抄本)などが必要となる場合がございますので、事前にご相談ください。
- ④ **振込口座確認書類**(通帳・キャッシュカードのコピーなど)
- ⑤ **養育費の取り決めに交わした文書**(公正証書、調停調書、審判書などの原本)

【お問い合わせ先】

江南市役所 こども未来課 こども育成グループ
0587-54-1111(内線476)

◆その他、詳しくは市ホームページをご覧ください。